

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、
同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 28 日

中部地方整備局長

佐藤 寿延

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和 7 年 1 月 10 日	小林 昭博 一級建築士 第 198725 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 1 月 10 日	平垣 實 一級建築士 第 230962 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 7 年 1 月 10 日	関 昌幸 一級建築士 第 195299 号	戒告	令和 6 年 9 月 30 日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年 1月10日	鈴木 育也 一級建築士 第 215542 号	戒告	令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和7年 1月10日	杉山 るみ 一級建築士 第 150475 号	戒告	令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和7年 1月10日	奥村 尚史 一級建築士 第 211681 号	戒告	令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和7年 1月10日	榊原 明夫 一級建築士 第 82056 号	戒告	令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和7年 1月10日	原 英俊 一級建築士 第 144171 号	戒告	令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和7年 1月10日	大塚 孝行 一級建築士 第 137169 号	戒告	令和6年9月30日時点において、建築士事務所に所属している事実が認められるところ、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第1号の規定に基づく一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。